令和８年３月17日

◎弘田委員長　ただいまから、商工農林水産委員会を開催いたします。

（９時57分開始）

本日の委員会は、昨日に引き続き付託事件の審査等についてであります。

《水産振興部》

◎弘田委員長　初めに、水産振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山下水産振興部長　まず、水産振興部が提出しております議案につきまして、総括説明をいたします。本議会に提出しております議案は、令和８年度一般会計及び特別会計の当初予算議案、令和７年度一般会計及び特別会計の補正予算議案となっております。

議案補足説明資料の２ページ、令和８年度水産振興部予算見積総括表をお願いいたします。令和８年度の水産振興部の一般会計の予算総額は42億7,094万円で、対前年度比は99.1％となっております。また、沿岸漁業改善資金助成事業特別会計は902万8,000円、対前年度比70.7％となっております。

続きまして、令和８年度当初予算の主な事業の概要について御説明いたします。

資料の３ページを御覧ください。第５期産業振興計画の水産業分野の展開図となります。第５期計画では、緑色の枠の「地産」の強化、オレンジ色の枠の「外商」の強化、ピンク色の枠の成長を支える取組の強化の３つのカテゴリーで、漁業生産の構造改革など４つの柱で取組を進めてまいります。

事業の詳細につきましては、後ほど各課長から御説明いたしますので、柱ごとに新規事業と拡充する事業を中心に説明いたします。赤のマル新が新規事業、青のマル拡が拡充事業となります。

まず、第１の柱、左側の青色の枠の漁業生産の構造改革となります。（１）高知マリンイノベーションの推進では、デジタル技術を活用した効率的な生産流通体制への転換を進めているところです。来年度は情報発信システム「ＮＡＢＲＡＳ」について、県産水産物の取引拡大に向けた産地の水揚げ情報の発信や、メジカ漁場予測システムの運用開始に取り組みます。また、物価高騰に強い経営体への転換を促進するため、生産性の向上につながるデジタル機器の導入の支援などに取り組んでまいります。

次に、（２）養殖業の振興では、既存漁場の再編や新規漁場の確保などの支援による生産の拡大を図ってまいります。あわせて、経営戦略の策定を支援し、収益を所得に還元できるよう経営力の向上を図るとともに、高水温や赤潮による養殖業の被害の軽減に向け、養殖漁場の水温や酸素量などをリアルタイムで発信するテレメーターブイの導入にも取り組んでまいります。

また、（３）漁船漁業の振興において、カツオ・マグロ漁業や定置網漁業において、事業戦略を実践する経営体をフォローし、経営力の向上を図るとともに近年の海洋環境の変化などに対応していくため、マルチ漁業化の推進による不漁等の影響を受けにくい漁業への転換などに取り組んでまいります。

次に、緑の枠の第２の柱、市場対応力のある産地加工体制の強化となります。都市圏での人手不足などにより、産地での加工の必要性が高まり、豊漁時の浜値の下支えや安定供給の面で冷凍の重要性も高まっているため、引き続き輸出に対応した加工施設の支援や機能強化に取り組んでまいります。

次に、右側のオレンジ色の枠の第３の柱、流通・販売の強化です。（１）外商の拡大では、高知家の魚応援の店や大手商社等のネットワークを活用した商談会の拡充など外商活動を強化するほか、新たに養殖業者と加工業者の連携による国内量販店等への販路開拓等を支援してまいります。

また、（２）の輸出の拡大では、国内市場が縮小する中、水産物の消費が拡大する海外への販路開拓を行っていくため、国際見本市への出展や新たな国での賞味会の開催などを支援するとともに、新たに国内外の商社の産地招聘やオンライン商談会によるマッチング機会の拡大、海外量販店などでの高知フェア開催による販売拡大に取り組んでまいります。

次に、下のピンク色の枠の第４の柱、担い手の確保・育成となります。就業希望者の掘り起こしを強化するため就業フェアの参加や効果的なデジタルマーケティングの取組を強化するほか、フェア参加者などの本県への就業意欲の向上を目指した漁業体験ツアーを新たに実施してまいります。

なお、個別の事業の予算額等につきましては、４ページから８ページの施策体系表にお示ししております。

次に、資料９ページをお願いします。最後に第５の柱、南海トラフ地震対策です。引き続き、沈廃船の処理の推進や防災拠点漁港での防波堤の粘り強い構造化への公共工事などに取り組んでまいります。

以上が、令和８年度水産振興部当初予算の概要です。

続きまして、２月補正予算につきまして御説明いたします。

10ページをお願いします。２月補正予算は総額で２億8,310万3,000円の減額となります。主な減額要因としましては、水産業振興課の燃油等の購入経費を支援する給付金事務の件数が想定より少なかったことなどによるものです。

繰越明許費につきましては、該当しますのは、水産業振興課、漁港漁場課の２課となります。

議案の説明は、以上となります。

このほか報告事項として、浦ノ内湾における養殖魚の死亡被害について報告いたします。

最後に、11ページをお願いします。各種審議会の審議経過等についてを添付しております。１月に産業振興計画のフォローアップ委員会の水産業部会を開催し、第５期高知県産業振興計画の令和８年度の取組強化のポイントについて、御議論を頂いております。

私からの総括説明は、以上です。

◎弘田委員長　続いて、所管課の説明を求めます。

〈水産政策課〉

◎弘田委員長　初めに、水産政策課の説明を求めます。

◎田渕水産政策課長　水産政策課の令和８年度当初予算と令和７年度補正予算について御説明をいたします。

まず、１ページの当初予算です。水産政策課の令和８年度の当初予算額は２億7,939万1,000円で、令和７年度に対しまして、1,981万6,000円の減となっております。

次の２ページに移りまして歳入です。表の中ほど、節の区分欄の上から主なものを御説明いたします。

（１）水産政策費補助金の713万5,000円は、国の地域未来交付金を活用し、産地市場のスマート化を推進する事業などに充てるものです。

（１）沿岸漁業改善資金助成事業特別会計繰入の241万8,000円は、平成30年度まで県の直貸制度でありました沿岸漁業改善資金につきまして、漁業者から返済があった貸付金の原資のうち県の負担分３分の１を特別会計から一般会計に繰り入れるものです。

次に３ページに移ります。歳出予算について右側の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

２水産政策総務費は、漁業基本対策審議会委員報酬14名分や、高知マリンイノベーション運営協議会の事務費、課の運営に要する事務費、会計年度任用職員の報酬などです。

次に３水産業協同組合検査指導費は、水産業協同組合法に基づく漁協の検査や漁協運営の指導などに要する経費です。

次に４漁業経営安定特別対策事業費の赤潮特約共済掛金補助金は、異常な赤潮の発生に伴い、養殖事業者が受ける被害の軽減を図るため、養殖共済に加入している漁業者を対象に、赤潮特約の掛金の３分の１を補助するものです。

次に４ページに移ります。５漁業金融対策費につきましては、この４ページから次の５ページにかけて載せておりますが、沿岸地域での多様な漁業の振興や遠洋近海カツオ・マグロ漁業の経営安定などのために、漁業者が系統金融機関などから借り入れる設備資金や運転資金に対しまして、利子補給や保証料補給を行うものです。本県は他県と比較して、多くの制度資金を設けておりますが、他の制度資金と支援が重複しているものを見直し、整理を行うこととしております。

主な資金を説明いたします。この項目の最初の漁業近代化資金、これは利用が多く施設

や設備の近代化などを図るために必要な資金を融資するもので、漁船やエンジン、養殖用の種苗の導入などが対象となっています。

２つ目の沿岸漁業等経営育成資金は、新たに漁業を開始する者を含め、漁業者の設備や経営に要する資金を融資するもので、機器修繕や燃料など、運転資金や中古船の購入などが対象となっています。

３つ目の漁業災害対策資金は、自然災害や社会的経済的環境の変化により被害を受けた漁業者の活動の再開などのための資金を融資するものです。

５つ下、沿岸漁業経営改善資金、こちらは新規漁業者が経営を開始する際に利用できる資金です。

その２つ下、下から４つ目のかつお・まぐろ漁業振興資金は、カツオ・マグロ漁業者の運転資金が対象となっております。令和７年度までかつお一本釣漁船建造等支援資金で対象としておりました定期検査費用について、こちらの資金で支援することとしております。また、カツオ船の代船取得につきましては、漁船リース事業や漁業近代化資金にて支援可能であることから、下から２つ目と一番下のかつお一本釣漁船建造等支援資金は、過年度分のみとして整理をすることとしております。

５ページに移ります。６高知県１漁協推進事業費は、高知県漁協の経営改善に向けたアドバイザー派遣に要する経費や、高知県１漁協の将来像に関する提言の実現に向け、県漁協をはじめとする関係団体等との協議に要する事務費、また、産地市場のスマート化の取組を推進するために必要となる、デジタル技術や機器の導入を支援するものです。産地市場のスマート化に関しましての詳細は、後ほど説明いたします。

次に７沿岸漁業改善資金助成事業特別会計繰出金は、平成30年度までの貸付金に係る債権管理に要する事務費の財源を一般会計から特別会計に繰り出すものです。

次に６ページに移ります。先ほど申し上げました、産地市場のスマート化について御説明をいたします。

資料の左上の市場のスマート化の欄にありますように、産地市場は漁協職員が紙や電話、ファクスを中心とした業務により運営していますが、漁協は職員の退職などにより、人手不足の状況となっています。そのため、少ない人数でも業務が継続できるよう、自動計量システムや電子入札などのデジタル技術を取り入れ、業務の効率化や省力化を図っていく必要があることから、資料上段の右側のこれまでの取組にありますように、土佐清水地域でのスマート化のモデルケースの構築について、令和５年12月補正予算を議決いただいて以降、取り組んでいるところです。

その下の進捗状況ですが、モデルケースである土佐清水地域の状況は、全ての市場が自動計量システムに移行しております。あわせて、清水市場に計量データや落札結果がリアルタイムで表示されるモニターを設置し、関係者、買受人の方などに活用いただいており

ます。電子入札につきましては、まず、メジカの釣り漁業について、下ノ加江、窪津、清水の３つの市場において、運用を開始をしております。また、大型定置網漁業では、貝ノ川と窪津において、電子入札の運用を開始をしております。土佐清水地域以外では、安田市場、奈半利町の加領郷市場、室戸市の高岡市場に自動計量システムが導入をされました。

課題ですが、今後、この土佐清水地域でのモデルの取組をさらに他地域に広げ、業務の効率化などにつなげていくためには、漁協の導入に要する経費の負担の軽減の必要があります。

そのため、資料の下段の令和８年度当初予算欄にありますように、漁協が行うスマート化の取組に対して補助金による経費の導入支援を行うとともに、土佐清水地域のスマート化により得られた効果を他地域へ共有するなどし、県内の産地市場のスマート化を図っていきたいと考えております。

次に７ページに移ります。７ページは、先ほど御説明しました、漁業金融対策に関連します当該年度以降の支出に係る債務負担行為です。内容は重複しますので、説明は割愛いたします。

次に８ページに移ります。特別会計の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算総括表です。この特別会計は、先ほど御説明しました、平成30年度まで県が融資をしておりました貸付金の償還等に伴う事務に係る経費で、令和８年度の当初予算は902万8,000円となっております。

次に９ページに移ります。歳入です。表の左端、科目欄の上から３段目の１繰入金178万5,000円は、貸付金のシステム運用保守などに要する経費を一般会計から繰り入れるもの。

その下の繰越金724万1,000円は、令和７年度に漁業者から償還のありました貸付金を令和８年度に繰り越すものです。

10ページに移ります。歳出です。表の右端の説明の欄にあります１償還金、こちらは、令和７年度に漁業者から償還のありました貸付金のうち３分の２を国へ償還するもので、その下の２一般会計繰出金、これは、償還のあった貸付金の３分の１を県の一般会計へ繰り出すものです。

その下の１沿岸漁業改善資金管理運営費は、西日本信用漁業協同組合連合会に委託しております資金の償還や、債権保全などに係る事務取扱手数料、貸付金の管理を行っております貸付金管理システムの運用保守委託料などです。

以上が当初予算です。

11ページに移ります。こちら補正予算について、御説明いたします。一番上の水産政策課は、2,083万3,000円の減額をお願いするものです。

次に12ページに移ります。歳入です。

資料中ほどの節欄にあります（１）沿岸漁業改善資金助成事業特別会計繰入は、令和６

年度に償還を受けました延滞償還分が、当初の見込みを下回ったものです。

次に13ページに移ります。歳出ですが、主なものを右側の説明欄に沿って御説明いたします。

１漁業経営安定特別対策事業費の事業戦略実践支援業務委託料について、令和７年度は令和５年度に事業戦略を策定したカツオ･マグロ漁業及び定置網漁業の８経営体に対して、事業戦略の実践を支援することとしておりましたが、そのうち１経営体から支援の辞退があり減額するものです。

赤潮特約共済掛金補助金は、養殖ハマチの２年魚の共済の契約数が当初見込みを下回ったため、減額するものです。

２漁業金融対策費については､金融制度資金の融資実績が見込みを下回ったことにより、利子補給額などが当初の見込みを下回ったため減額するものです。

15ページに移ります。特別会計の補正予算です。補正額は211万2,000円の減額をお願いするものです。

次に16ページに移ります。歳入ですが、資料中ほどの節にあります（１）繰越金は、令和６年度の漁業者からの償還金のうち、延滞分が当初の見込みを下回ったことに伴い減額するものです。

次に17ページに移ります。歳出です。右側の説明欄の償還金及び一般会計繰出金は、先ほど当初予算で御説明いたしました、国へ償還するための償還金と県の一般会計へ繰り出す一般会計繰出金を計上しておりましたが、延滞債権の償還が当初の見込みを下回ったため、減額するものです。

水産政策課からの説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎西森（美）委員　御説明にあった、産地市場スマート化推進事業費の中で、補助金とともにスマート化を推進する指導員の配置があるのではないかと思います。基本的なことですけど、その予算はこの予算書の中でどこに含まれてるんですか。

◎田渕水産政策課長　５ページの６高知県１漁協推進事業費の事務費になります。

◎西森（美）委員　これ、事務費の中でですね。そしたら、このスマート化推進指導員の配置について、何人ぐらい配置をされる予定なのか、どんなサポートをされるのか、そしてその立場はどういう立場なのか。この３点をまずお伺いします。

◎田渕水産政策課長　配置については、１名を予定しております。立場については、県版の地域おこし協力隊で、業務につきましてですが、現状、土佐清水地域のほうで、モデルとして進めておりますスマート化を支援するということで、漁協職員であったり産地の買受人の方、こういった方の処理についてのお手伝いといいますか、自動計量であったり、電子入札であったり、そういったことについてのお手伝い等をします。

◎西森（美）委員　これは高知県版の地域おこし協力隊制度を活用するので、立場としては会計年度任用職員のような報酬体系というか給与体系になると、そういう認識でよろしいですね。指導員の配置は今年初めてですか。

◎田渕水産政策課長　令和７年度にも予算化をしておりました。募集も続けておりますが、現状確保できてないというところです。

◎西森（美）委員　昨年、その推進員の配置ということで、528万2,000円が計上されてたと思います。課長がさっきおっしゃるように、募集をしたけれど、配置ができないのであれば、補正で減額になるのかなと思ったんですけれど、14ページ、先ほど課長のほうからあった事務費だったので減額補正になってないのか。この意味を教えていただけませんか。

◎田渕水産政策課長　補正予算の計上、財政課に相談する12月、その時点でも募集は続けておりまして、確保できれば予算にも使うというところがありましたので、今回補正はしておりません。

◎西森（美）委員　そしたら、推進員は募集したけれど、配置ができなかったので、補正ではせずに、それをまた効果的な事業に流用されたということでしょうかね。

◎田渕水産政策課長　結果的にそういう形になろうかと思います。

◎西森（美）委員　そしたら、この事業とても大事だと思うので、今、土佐清水地域でいろいろ事業を展開されて、私たちも勉強に行かせていただいたわけですけれど、令和９年度までスマート化の完了が３地域ということで、いい取組を全部広げていきましょうということで、私たちのイメージでいいのかどうかをお聞きしたいんですけど。やっぱり横展開して、あちこちでこのスマート化、入札と自動計算システムですね。それができたときに県内のプラットフォームのような形のものができると、それを目指していらっしゃるのか、それぞれのところでやられていくのか、ちょっと方向性を確認させていただけませんか。

◎田渕水産政策課長　究極、県内全域でそういうプラットフォーム化ができるというのが一番理想的だと思います。当然、それに向かって進めていくことにはなろうかと思うんですけれども、現状、各市場でその取扱い、市場のルール、規格とか、何グラムを大型、小型にするとか、そういう扱いとかが市場ごとに違っているところもありまして、その市場ごとのルールに乗った形で今現在、自動計量なりを入れています。今現在、拠点として進めてます土佐清水地域では、それをその拠点の中でルール化、統一しようというところで進めております。ですので、まずは市場、それぞれの地域のルールに沿って入れるんですけれども、それを拠点ごとにまとめていく。それを今後も拠点が各地域にできていきますので、その拠点でもまとめていくというところで、最終的にはプラットフォーム化といいますか、そういう統一のルールができれば理想的かなと思います。

◎西森（美）委員　令和５年12月補正から国費を使ってスタートをして、令和６年、７年、

８年とやっていってるので、私たちのイメージとしては、効果を最大に生かすために、多分、エリアによって漁獲、水揚げ量も違うでしょうし、魚種も違うでしょうし、ルールも違ってるということもあるので、このスタートをするときに何を目指してやっていくかってとても大事だと思うので、プラットフォームのような形になれば、さらにこの事業効果が増すのではないかなと思うので、これは要請というか、御検討をお願いしたいということで、ぜひよろしくお願いします。御答弁があったら、ぜひお願いします。

◎弘田委員長　ぜひ検討よろしくお願いいたします。

◎上治委員　１点。赤潮特約共済掛金の補助金ですが、この補助対象は漁協なのか、それとも、その養殖しておる業者なのか。

◎田渕水産政策課長　養殖共済について、各漁業者の方が共済組合と契約するような形になっております。

◎上治委員　そしたら、その漁業者の補償というか、共済を皆さんが掛けて、そういう被害に遭われたときの補償なんですが、この約３分の１の補助で3,300万円いうたら、１億円近いもんだと思うんですけど、その補償は全額来るもんなのか、どの程度まで補償が来ると理解をしちょったらいいのか。大体のところで構いません。

◎田渕水産政策課長　魚種ごとにいろいろ共済金単価というのが定まってまして、それに養殖尾数、それを掛けて出てくる価格、それに対して一定その事業者ごとに、ここまで補償をもらいたいよ、保険を掛けたよというところがありますので、漁業者ごとの考え方で。

◎上治委員　漁業者ごとね。そしたらその対象は、やられておる事業者は全員が掛けておるというのか、それとも掛けておる割合というのがどの程度なのか。もし全員掛けちょったら掛けちゅうでいいんですけど。

◎田渕水産政策課長　養殖共済の件数につきましては、現状のところ、令和７年度は約44％程度ですが、価格につきましては77％ということで、例年、こういった金額あたりになっております。

◎土森委員　先ほどの西森委員のところですけども、スマート化ということで、また、市場業務のやり方を変えることで、漁協職員や買受人の市場関係者の不安の払拭、例えば、窪津だったら漁協職員がゼロになってると思うんですけども、そういうところの不安の払拭というか、横展開するに当たって、どのような課題がありましたか。

◎田渕水産政策課長　漁協職員の方につきましては、高齢化もあるというところで、職員がデジタル自体にあまり慣れてないとか、そういう部分があろうかと思います。買受人につきましては、それまで入札でやってきた、紙でやってきたことが変わるというところで、そういったことへの不安であるとかいったものはあろうかと思います。今までのやり方と違うということです。

◎土森委員　それをうまく導入していかないかんと思うがですけど、買受けもそうですけ

ども、窪津が大型定置じゃないですか。あと、その魚の漁獲高とか、土佐清水地域の漁場に統一してやってることもあると思うんですけども、そういうところなら統一感といいますか、システムの効率化といいますか。これから横展開していかなきゃならないので、その課題を解決していかないかんといかんがですけど、その辺はどうですか。

◎田渕水産政策課長　先ほど申し上げたように、市場それぞれによって扱うルールといいますか、規格がどうしても異なるということもあります。それを今回、土佐清水地域では、窪津のルールを清水のルールに合わせるような形で統一をされておるというところで、当然今までのやり方と違う、不慣れな部分をあるということで、そういったことに対しての丁寧な説明といいますか、同意を協力を得て進めていきたいというところです。

◎土森委員　ほかの地域でも必ずそういうとこが顕著に出てくると思いますので、また丁寧によろしくお願いしたいと思います。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、水産政策課を終わります。

〈漁業管理課〉

◎弘田委員長　次に、漁業管理課の説明を求めます。

◎津野漁業管理課長　まず､当課の令和８年度の当初予算につきまして御説明いたします。

議案補足説明資料の漁業管理課の１ページをお願いいたします。上から２段目、漁業管理課の令和８年度当初予算額は４億1,109万7,000円で、前年度から90万1,000円の減額となっております。

２ページをお願いいたします。歳入につきましては主なものを御説明いたします。

表の３段目、10水産振興手数料は、漁船の登録や検認、漁業の許可、遊漁船業の登録に係る手数料です。

３段下の10水産振興費補助金につきましては、表の右端、説明欄の１つ目、漁業調整委員会等交付金は、漁業委員会の経費の一部に、次の強い水産業づくり交付金は、養殖業の安定的発展を目的に組織されました高知県養鰻生産者協議会の活動の支援に活用するものです。

続きまして、３ページをお願いいたします。歳出につきまして、表の右側、説明欄で主なものを御説明いたします。

１つ目、人件費は、漁業取締船３隻の乗組員を含む当課職員22名の給与です。

次に、２漁船船舶対策費は、漁船法に基づき県内各漁港で漁船の検認を行うための旅費などで、令和８年度はおよそ400隻の漁船の検認を予定しております。

次の３漁業委員会費は、漁業法及び地方自治法に基づき設置されております高知海区漁業調整委員会と高知県内水面漁場管理委員会の委員報酬や旅費、事務局職員７名の給与などです。

続きまして、４ページをお願いいたします。４漁業調整費の漁業自主調整促進協議会補助金は、漁業関係者などで組織する県内４つの協議会の活動を支援するもので、密漁等の監視や紛争が発生しやすい漁場における境界や保護区域の標識設置のほか、漁場の環境改善に向けた操業のルールづくりなどの取組が計画されております。

次の養鰻生産者協議会補助金は、養鰻業の安定的発展を目的に組織された高知県養鰻生産者協議会の資源の保護や流通の適正化等の活動を支援するものです。

次に、５漁業取締活動費の１つ目、乗組員健康診断委託料は、漁業取締船の船員を対象に漁船法で義務づけられました健康診断を委託するもの、次の取締船警備等委託料は、漁業取締船３隻を港に係留している際の警備、取締事務所の警備を委託するものです。

４つ目の事務費は、取締船の運航に必要な燃料費や定期検査に係る修繕料など、漁業取締業務全般に必要となる経費です。

次に、６安全操業対策事業費のうち、２つ目の漁業指導通信事業費補助金は、本県漁船の操業や航行の安全を図るため、気象情報や各種警報などに関する指導通信業務を担います高知県無線漁業協同組合に対し、その経費の一部を補助するものです。

次の沿岸漁業無線ネットワーク運営事業費補助金は、津波などの災害発生時において、漁業者との連絡手段を確保しますため、県の防災行政無線の中継局を利用して、高知県漁協が整備しました、漁業無線のネットワークシステムの運営に必要な費用の一部を支援するものです。

続きまして、令和７年度補正予算につきまして御説明いたします。６ページをお願いいたします。水産振興部補正予算総括表の２段目、漁業管理課は5,505万7,000円の減額補正をお願いするものです。

７ページをお願いいたします。表の右側、説明欄で減額の内容を御説明いたします。

１漁業調整費のテナガエビ生息状況調査等委託料は、入札残によるものです。

次の２漁業取締活動費は、漁業取締船の法定点検において、日頃の良好なメンテナンス等により、機関の解放検査が免除となり、これに係る修繕料等が不用となったものです。

説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　漁業取締りの活動のところなんですが、自分たちがよく海の関係ではシラスというのが頭にあって、ほんで、今３隻でこうやりゆう。海上での取締りをするのは、例えばどういう違反をやるもんなんですか。

◎津野漁業管理課長　例えば、沖合域で取締りする場合ですね、まき網漁業ですとか船びき網漁業ですとか底引き網漁業、様々な漁業が営まれておりますけれども、そういった漁業において、ちゃんと区域内で操業しているか、あるいは定められた漁具を用いてちゃんと操業しているかといったところを取締りの対象として活動することが多くあります。

◎上治委員　ほんなら、その船が区域内というのは、取締りの船が行って、そこで聞いたりとか調査をして分かるもんなんですか。

◎津野漁業管理課長　取締りにおきましては、まず、多いパターンと申しますか、こういうケースがというところで申し上げますと、ほかの漁業者の方からこういう漁業でここでこういうものが違反してることが多いという通報を受けまして、一定、どういう状況のときにそういう操業されるかというのを把握した上で、海上で取締りを行うと。例えば操業区域なんかでしたら、船のほうで全て区域全部分かる仕組みにはしておりますので、それと照らし合わせながら出てるか出てないか。あるいは許可の内容で漁具の規模ですとか、例えば網目ですとか、そういうものもルールが決まっておりますので、船に接近して停船を求め、漁具を確認させていただくというところでやっております。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、漁業管理課を終わります。

〈水産業振興課〉

◎弘田委員長　次に、水産業振興課の説明を求めます。

◎土居水産業振興課長　初めに、当課の令和８年度当初予算につきまして御説明いたします。議案補足説明資料の１ページ、水産振興部予算総括表の３段目、水産業振興課の令和８年度の予算額は15億2,024万7,000円で、前年度比99.4％、およそ870万円の減となっております。

２ページ、歳入をお願いいたします。右から２つ目の節の欄で主なものを御説明いたします。上から６段目の（３）水産業振興費補助金のうち、地域未来交付金は、担い手対策や水産物の輸出促進等に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、漁業の構造転換や担い手対策等に活用するものです。

次に３ページの１段目、（８）水産業振興課は、委託生産した放流用のアユのアユ種苗の売払い収入等です。

続きまして、下から２段目の（３）水産業振興課収入は、種子島周辺漁業対策事業費に係る国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構ＪＡＸＡからの負担金などです。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。５ページの表の右端、説明欄の２養殖業振興対策事業費のうち、次の６ページの１つ目にかかります養殖漁場再編計画策定事業費補助金は、養殖生産量の増大やリスク対策等を推進するため、漁協が行う養殖漁場再編計画の策定を支援するものです。養殖振興につきましては、後ほど詳しく御説明いたします。

３沿岸漁業担い手活動促進事業費の５つ目、漁業就業支援事業費補助金は、一般社団法人高知県漁業就業支援センターの運営と、新規就業者の確保に向けまして、各種研修の実施等を支援するものです。担い手の確保対策につきましても、後ほど詳しく御説明いたし

ます。

４漁場環境保全事業費の４つ目、水産多面的機能発揮対策支援交付金は、漁業者等が行うウニ除去による藻場再生等の取組を支援するものです。

では、７ページをお願いいたします。先ほど申し上げました、養殖業の振興につきまして、詳細を御説明いたします。左の欄、養殖業の現状と課題ですが、（１）海面養殖におきましては、既存漁場には空きが少ないため、生産拡大には新たな漁場の確保が必要であること。

（２）陸上養殖では、多様な人材の就業の場となり得ることや環境に左右されず、安定生産が可能などのメリットがあります一方で、初期投資や維持経費が高額になるといったデメリットが存在すること。

そして、（３）安定した生産と雇用が見込める海面養殖におきまして、若者の所得を向上させて若年人口の県内定着を図りますためには、経営体の収益を増加させ、所得に還元する好循環を生み出す必要があることなどが挙げられます。このため、右の欄、令和８年度の取組では、まず（１）規模拡大・新規参入業者の誘致、生産拡大では、参入を希望する事業者の掘り起こしや誘致活動、相談を頂きました事業者の計画づくりや、漁具の調達等を漁協などと連携して支援してまいります。

次の（２）陸上養殖の推進による生産拡大では、本年度に行いました適地調査の結果を活用した誘致活動を進めますとともに、参入に至る段階で施設整備等への支援制度を創設することで参入を促進してまいります。

その下、（３）持続発展的な養殖経営への転換では、①の収入増加や労働条件の改善なども含めました総合的な経営戦略や、③の生産拡大や高水温対策につながる漁場再編計画の策定を支援し、経営力の向上や生産拡大につなげてまいります。加えまして、②デジタル化による生産性の向上や、④高水温・赤潮等のリスク対策を推進することで、本県の養殖業の持続的な発展につなげてまいります。

次に８ページをお願いいたします。担い手の確保・育成につきまして、詳細を御説明いたします。右上のグラフのうち、左は漁業就業者の減少と高齢化を、真ん中は女性漁業就業者の減少を、右のグラフは新規漁業就業者の６割以上が定置網など雇用型漁業に就業しているといったことをお示しをしております。

左側の現状・課題にありますとおり、さらなる就業希望者の掘り起こしや若者や女性等に選ばれる水産業への転換、デジタル化、省力化等による労働環境の改善、不漁等の影響を受けにくい漁業への転換が必要となっております。そこで、右下の令和８年度の取組ですが、（１）新規就業者の確保・育成としまして、デジタルマーケティングを活用し、就業フェアや漁業就業支援センターの相談窓口への効果的な誘導を図ります。加えまして、漁業者のＳＮＳによる情報発信や、新たにフェア参加者等に対する漁業体験ツアーを実施し、

高知での暮らしや高知の漁業等への理解を深めてもらい、就業につなげてまいります。

次の（２）多様な人材の確保では、今年度に構築する女性を主体とした定置網の操業モデルについて、漁獲から流通、加工、販売に至るまでの経営戦略の策定等に取り組んでまいります。

また、（３）魅力ある職場づくりの支援では、生産性向上につながるデジタル化、省力化機器等の導入支援や、不漁の影響を受けにくい漁業への転換に向けまして、複数の漁業を経営するマルチ漁業化に必要な研修の受講や機器整備等へ支援し、自営型漁業への就業増につなげてまいります。

こうした取組の強化により、担い手の確保・育成を図ってまいります。

次に９ページをお願いします。５内水面漁業振興事業費の１つ目、種苗放流委託料は、ニホンウナギの種苗の育成と県内河川への放流を、その次の種苗生産等委託料は、放流用のアユ種苗の生産をそれぞれ委託するものです。

６漁業生産基盤整備事業費の１つ目、種子島周辺漁業対策事業費補助金は、東洋町の冷凍保管施設や、室戸市の共同作業所などの施設整備のほか、カツオ・マグロ漁業の操業効率化を図るための機器整備等を支援いたします。

７沿岸沖合漁業等振興事業費は、10ページをお願いいたします。１つ目、浮魚礁土佐黒潮牧場や、２つ目、漁海況等情報発信システムＮＡＢＲＡＳの運用保守に係ります委託料のほか、５つ目、燃油等高騰緊急対策機器導入支援事業費補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、省力、省コスト化機器の導入を支援するもので、後ほど詳しく御説明いたします。

次の８水産物地産外商推進事業費のうち、１つ目、見本市出展業務委託料は、シーフードショーにおける高知県ブースの設置を、次の水産物外商活動支援事業委託料は、高知家の魚応援の店と県内事業者との取引拡大に向けた取組を委託するもので、後ほど詳しく御説明いたします。

11ページをお願いいたします。水産加工振興事業費の１つ目、水産物輸出支援等事業委託料は、水産物輸出促進コーディネーターによる県内事業者の商品開発、販路開拓への支援や、国内外商社の産地招聘、海外量販店等での高知フェアの開催を委託するものです。

３つ目、水産物輸出促進事業費補助金は、漁協や水産加工事業者などで組織する高知県水産物輸出促進協議会による輸出拡大の取組を支援するものです。輸出を含めた水産物の外商拡大につきましては、後ほど詳しく御説明いたします。

次の４目水産業試験研究費は、水産試験場と内水面漁業センターの試験研究等に要する経費で、１水産試験場管理運営費は、海洋漁業調査船土佐海洋丸の運航委託のほか、土佐海洋丸の修繕費、水光熱費等が主なものとなっております。

下の２水産業試験研究費の２つ目、漁場予測システム運用保守等委託料は、本年度に構

築したメジカ漁場予測システムの運用保守を委託するものです。

次の12ページ、２つ目の研究費では、急潮や赤潮の発生予測などのマリンイノベーションの取組や、主要魚種の資源状況や漁場の調査等に取り組んでまいります。マリンイノベーションにつきましても、後ほど詳しく御説明いたします。

４内水面漁業試験研究費では、ニホンウナギの新たな種苗放流体制の構築に向けた試験研究、アユの海域生活期におけます減耗要因や河川環境の変化による影響、食害をもたらすカワウの行動パターンや植生等の調査に取り組んでまいります。

それでは14ページをお願いいたします。燃油・飼料価格の高騰に強い漁業への構造転換について詳細を御説明いたします。左側の現状にありますとおり、これまで燃油等の価格高騰対策として、令和４年度から令和７年度にかけ、①漁業用燃油・養殖用配合飼料の価格上昇分への支援や、燃油等の高騰の影響を受けにくい漁業への構造転換などを推進してまいりました。そうした中で、資料右上の課題にありますとおり、物価高騰に強い漁業への転換の推進には、省力化・省コスト化機器の普及促進が必要であるとともに、コスト増で厳しい経営状況にある漁業者に構造転換に積極的に取り組んでいただく仕掛けづくりが必要となります。

そこで、下の対策にありますとおり、令和８年度は国の重点支援交付金を活用した①燃油高騰対策と②飼料高騰対策に取り組みます。

①の燃油高騰対策は、国の事業に継ぎ足しを行い、補助率を３分の２以内に引き上げ、省エネ型の漁船用エンジンや省エネ機器等の導入を支援するものです。

また、②飼料高騰対策は、養殖業者向けに経費の６割から７割を占める飼料費の削減を図りますため、ＡＩなどを活用した次世代型自動給餌機等の導入を支援するものです。こちらは県単独予算のため、補助率は２分の１以内としております。

こうした取組により、構造転換をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、15ページをお願いいたします。県産水産物の外商拡大について詳細を説明いたします。まず、左側の現状・課題の（１）国内への拡大では、コロナの影響で減少していた応援の店との取引額が、店舗数の増加に加え、加工施設の整備が一定進み、大量注文への対応も可能となりましたことから、大口の取引が増加してまいりました。こうした結果、令和７年の取引額は、昨年実績の5.5億円を大きく上回り6.6億円まで増加しました。

右の令和８年度の取組としては、（１）の①これまで応援の店の主なエリアである関東、関西に続きます市場規模の東海エリアへの拡大を図るなどの外商を強化してまいります。

このほか、③新たな取組としまして、養殖業者が加工業者と連携し、国内の量販店等への販路開拓や情報発信を強化することで、取引量や売値の安定・向上を図り、収益の増加を支援し、販売の拡大を進めてまいります。

次に、左下の（２）輸出の拡大の現状・課題ですが、大規模かつ有望な市場でありまし

た中国への水産物の輸出が停止しておりますことから、新たな国への販路開拓などが必要となっております。そこで、右の令和８年度の取組としまして、（２）の①高知県水産物輸出促進協議会による国際見本市への出展やマレーシアなど新たな国での賞味会の開催など、取組を拡大してまいります。

また、新たに③国内外の商社の産地招聘やオンライン商談による販路の開拓、④海外量販店等でのフェア開催等による販売拡大に取り組むことで、県産水産物のさらなる輸出拡大につなげてまいります。

次に16ページをお願いいたします。高知マリンイノベーションの推進としまして、右側の令和８年度の強化のポイントを御説明いたします。

（１）情報発信システム「ＮＡＢＲＡＳ」では、新たに県内の水揚げ状況や養殖漁場の環境情報を配信するなど、掲載情報の充実に取り組むとともに、利用促進に向けましてＮＡＢＲＡＳ活用事例の周知にも取り組んでまいります。

（２）メジカ漁場予測システムは、令和８年度から運用を開始し、精度向上に向けた漁獲情報を取得していただく漁船の隻数を増やすことや、新たな手法でのデータの取得に向けましたソフト開発等に取り組んでまいります。

（３）生産性向上につながるデジタル機器の導入支援では、生産性向上に必要なデジタル機器等の導入を支援してまいります。

（４）養殖業における高水温・赤潮対策に向けたテレメーターブイの導入・運用は、水温や溶存酸素量を測定するブイを宿毛湾へ整備し、ＮＡＢＲＡＳを通じて配信することで、養殖事業者が漁場データをスマートフォンなどでリアルタイムに把握できるようになり、出荷や餌やりの調整、漁場の移動といった対策を迅速に取ることが可能になるものです。ほかの海域への横展開も今後検討してまいります。

これらの取組により、持続可能な養殖業への転換等を支援してまいります。

次に17ページ、債務負担行為をお願いいたします。ちょっと時間の関係がありますので、こちらは省略いたします。

19ページ、補正予算につきまして御説明をいたします。総括表の３段目、水産業振興課からは１億7,443万3,000円の減額をお願いするものです。

21ページをお願いいたします。歳出の主なものを説明します。３目水産業振興費のうち、表の右端、説明欄の２沿岸漁業担い手活動促進事業費の漁業就業支援事業費補助金は、漁業就業支援センターが行う各種の研修実績が計画を下回ったこと等による減額です。

次の３内水面漁業振興事業費は、内水面種苗センター改修工事請負費の入札減による減額です。

次の４漁業生産基盤整備事業費は、種子島周辺漁業対策事業と水産業成長産業化沿岸地域創出事業におきまして、施設や機器整備での入札減や内容変更、取りやめ等があったこ

とによる減額です。

22ページの５沿岸沖合漁業等振興事業費のうち、燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料は、燃油の高止まりにより、セーフティーネットの補塡単価が低くなりましたことで、給付金金額が想定より少なくなったことによる減額です。

４目水産業試験研究費のうち、１水産試験場管理運営費の調査船運航等委託料は、入札減によるもの、２水産業試験研究費は、国からの受託事業費の減額によるものです。

続きまして、24ページ、繰越明許費をお願いいたします。左から３つ目の事業名の欄、漁業生産基盤整備事業費は、漁船導入支援事業費補助金におきまして、リース漁船１隻の整備について、年度内の完了が見込めなくなったことによるものです。

説明は、以上です。

なお、水産物外商室に関します御質問につきましては、水産物外商担当の企画監からお答えいたします。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　輸出のところのポンチ絵を見よったら、中国が令和５年８月以降停止となっておるんですが、その横を見ると輸出の拡大④で中国、香港、賞味会ｉｎ香港というのがあるんですが、停止をされておるところへ拡大というのが、そのお金を入れてやるというのは、その停止がもう大丈夫でいけれるということでやろうとするのか、そこをちょっとお願いできますか。

◎山﨑水産業振興課企画監（水産物外商担当）　委員のおっしゃるとおり、もし中国が開いた場合にということで、輸出促進協議会からの意向もありまして、開いたときにはやっぱり市場としても大きいので、そこには予算として置いておこうということです。

◎上治委員　予算として組んで、中国でそのイベント自体は日本のそういうものを持っていってできるという理解でいいんですかね。

◎山﨑水産業振興課企画監（水産物外商担当）　中国側が受入可能とした場合に、持っていけるという判断になろうかなと思います。

◎上治委員　そのための予算を組んでおくと。分かりました。

次、カワウの生息調査という予算を組んでるんですが、すごく被害が大きくて、そしたら生息調査をする。ほんで今回、生息調査をしたら、その次にこういってこうやって、最終的にカワウ被害を止めるという、一つのこの流れというか、そういうのはできてるんですか。

◎土居水産業振興課長　内水面漁業におけますカワウの被害が、特に昨年度、それまでに比べてかなり急増したということもありまして、県のほうでも、内水面漁業関係者等に参画をいただきまして、カワウ対策検討会というのを立ち上げております。その中で、これまで生息調査を毎年冬にやっておったんですけれども、それに加えて、春夏にも調査を行

うようにしてます。それによって生息状況を詳細に明らかにしていくとともに、あとカワウの巣の近くとか、餌場なんかでふんを採取しまして、その中からＤＮＡを調べて、実際例えばアユであるとか、あまり漁業の対象になっていない、ほかのコイ科魚類なんかも含まれているでしょうし、どういったものをいつどこで食べているのかを分析します。それから、ねぐらの場所とかも調査をします。カワウというのは、結構広域に移動したりとかするものですから、なかなか局所的に追い払ったりとかしても別の場所に移動したり、あるいはねぐら、群れが拡散して、ひとところにまとまっていたねぐらが分散して、余計対処が難しくなるといった課題もあります。そうしたところも勘案しながら生息を調査して、実際にどういったものを食べてどういった被害が出ているのかって、被害額なんかも明らかにした上で、必要な対策というのを駆除であったりとか、追い払い、あるいは川へ近づくのを防ぐといったやり方もあろうかと思います。そうしたところの詳細な検討につなげていきたいと考えております。

◎上治委員　ぜひ、その最終到達点を一定目標にして、本当はいつ頃までというのを聞きたいんですけど、それはもう順次やりながら被害拡大がもうしないようにここで一定止めれるように努力してください。

◎西森（美）委員　漁業就業支援事業費補助金で、これ新しく就業してくださる方を拡大していこうという取組をずっとやってくださってると思います。８ページのポンチ絵で見ましたら、令和７年は29名の見込みだということでした。これ先ほど補正予算でも2,041万円の減額ですけど、もともと１億300万円の当初予算が組まれてて8,000万円強の予算で、この結果だったと思います。ちょっと遡って、令和６年は不用額を差し引いて6,000万円ぐらいで41名の新規の方がいらっしゃって、恐らく、取組はもう充実してくださってるはずだと思うんですけれど。この実際の数が41名から29名というのは、大幅に減ってるので、これをしっかり分析した上で、令和８年度の取組に生かしていかなくてはいけないと思うので、どのように分析されているのかお聞きしたいです。

◎土居水産業振興課長　まず、８ページの右上のグラフにありますように、新規就業者はこれまで四十数名で推移しておりましたが、令和７年、１月から12月までの調査なんですけれども、29名ということで10名以上の減となっております。これを各地域の漁業種類ごとに、どの漁業にどういった方が入ったのか、これまでと比べてどうだったのかという分析を行いまして、大きくは２つほど大きな要素としては考えられております。１つは室戸周辺での定置網のほうでは、一定、雇用が充足してきたという状況があります。といいますのも、室戸市が大変力を入れてくださっております、地域おこし協力隊の制度の活用で、いわゆる先ほど水産政策課のところで西森委員がおっしゃったような会計年度任用職員としての地域おこし協力隊ではなくて、委託型の協力隊制度を活用されております。受け入れられる漁業者のほうの給料体系に沿った賃金が頂けるということで、会計年度任用職員

の給料よりも、もっと金額が大きいということもあって、そこの募集を積極的に室戸市が行っていただきましたので、昨年、一昨年あたりに10名以上、その制度を活用して雇用された方がいらっしゃいます。その方々がずっと継続して従事されておられて、結構漁業、新規参入された方でも、体力の面でついていけなかったとか、そうした理由で早期に辞められる方も比較的いらっしゃる中で、今回は地域おこし協力隊の制度が安定的な雇用の維持に１つつながっているということがあります。

また、西のほうの養殖では、事業者の方にお聞きしますと、人手はやっぱり足りてないという御意見がある中で、なかなか日本人の方を求人を出しても応募がないという状況もお聞きをしております。そうした中で最近は、特定技能の外国人の就労の方、かなりの人数が増えてきておりまして、県西部の養殖では、いわゆる雇用の受皿が外国人材に置き換わっているという状況が見てとれます。

主に挙げますと、その２つの要素で令和７年は就業者数がこれまでに比べて少なかったものと考えております。

◎西森（美）委員　室戸市が独自でやってくださってる方が10人ぐらいってことは、県トータルで考えると、就業者が減ってるわけではないということだとは思うんですけれど、給与体系が随分違うということで、多分25万円からそのあたりなのではないかなと思うと、やっぱり地域おこし協力隊をさっきも予算の中で事務費に入れてましたってありましたけど、事務費なのか、きちんとした人員として配置をしていくかということだと思うんです。予算を見ても、やってもやらなくても、補正でも出てこないので、議会としては分からないという状況もあるので、地域おこし協力隊の方の位置づけというか、それもとても大事な問題提起ではないかなと思います。

あと、令和８年度に様々な取組を考えてくださってて、ちょっと今までになかった橋を架けるというか、クッションを置くような取組も必要なのではないかと思うんです。県外の人がこっちに来て、新規就業してもらうためには、そんなことはメニューとしてはどういうものを提示されてるんですか。

◎土居水産業振興課長　８ページのポンチ絵の中でいいますと、赤でマル新と書いています（１）の④フェア参加者等に対する漁業体験ツアーの実施というのが、委員がおっしゃいました新たな取組であり、これまでの課題を埋める施策として考えておるものです。具体的に申し上げますと、漁業就業支援センターがこれまでの県内外のフェアでありますとか、専門学校等のセミナーに出向きまして、事業者と一緒に訪問して、募集活動なんかをしておったんですけれども、例えばそういったフェア参加者等の中から、じゃあ、実際に高知に来て、１週間前後滞在をして、実際に漁業経営体のところに身を置いて、朝からずっと同じ漁業作業研修でやっていただくという、短期研修メニューがあるんですけれども、そこへ行くまでのハードルがちょっと高いんではないかと分析をしております。実際、過

去４年ほどのフェア参加者が大体平均で100人おる中で、その短期研修につながった方というのが６名ぐらいしかいらっしゃいません。率でいいますと、６％ぐらいになっております。もっと気軽に高知に足を運んでいただいて、フルタイムでいきなり研修を受けるんじゃなくて、ちょっと経営者の方からもお話も聞きながら、自分が思ってることも意見交換もしながら、ちょっと船に乗ったりするぐらいの割と気軽に参加していただけるようなものがあれば、もうワンステップ、間につなげられるんじゃないかということで、今回この体験ツアーというのを新規事業で計画しております。

◎西森（美）委員　最後です。おっしゃるように、長期とか短期の研修もメニューとしてあるんですけど、やっぱりまずこちらに来てもらってという入り口をすごく広げていくという意味では、フェアというのはとても大事じゃないかなと思うので、しっかりやっていただきたいと思います。

◎土森委員　７ページの養殖業の振興のポンチ絵の中で、陸上養殖の推進による生産拡大とありまして、陸上養殖の適地調査、令和７年度からやってると思うんですけども、これの適地は何か所かありましたでしょうか。

◎土居水産業振興課長　今年度行いました適地調査を地区としては５地区、箇所数としては12か所を調査をしておりまして、このうち半数以上で養殖に適した地下水の水質などが確認をされております。

◎土森委員　企業誘致状況はどんな感じですか。

◎土居水産業振興課長　これまで複数の事業者から高知県内での陸上養殖の実施ということで意向をお聞きしておりまして、今回、適地調査で得られました水質の結果なんかを基に、具体的にこの場所でこういった水質でした、土地としては、ここが想定されますといった具体的なお話をそれぞれの事業者と今進めているところです。

◎土森委員　これは、淡水ですか。

◎土居水産業振興課長　場所によって、淡水の場合もありますし、若干塩分が混じっているような水質のところもあります。

◎土森委員　魚の種類は何ですか。

◎土居水産業振興課長　今はやはり、陸上養殖はサーモンが新たな事業の開始するケースで最も多い魚種になってますので、私どももサーモンを念頭に想定をしております。

◎土森委員　続きまして、６ページですけど、担い手支援の活動促進事業費の分ですけど、その中で自営業者育成事業と雇用型漁業支援事業ってあるんですけども、その支援内容と支援期間が違うことと、目標人数というのはどんな感じで計画されているのか教えていただきたいと思います。

◎土居水産業振興課長　漁業就業支援センターの補助金の中で、自営型漁業者育成事業といいますのは、いわゆる１人で船に乗って釣りを行います室戸のキンメダイ漁業とか、土

佐清水のメジカ漁業、サバ漁業なんかを想定をしておりまして、こちらが支援期間が研修期間と自立支援の期間がそれぞれ１年ずつありまして、合計２年間となっております。

もう１つの雇用型の漁業就業支援事業、これは定置とか養殖などにいわゆる雇用されて従事される方に、雇用元の経営体に対して研修費という形でお支払いするものになってまして、こちらは研修期間が支援期間が１年間となっております。

◎土森委員　目標人数とか違いを教えてください。

◎土居水産業振興課長　令和８年度はいわゆる自営型漁業研修のＫＰＩは、昨年の４月まで黒潮の大蛇行が近年長らく続いておりました関係で、なかなか独立自営で漁業をやりたいと希望される方が非常に少ない状況です。そうしたこともありますので、これの一応目標値としましては、３名を想定をしておりまして、予算を計上しております。

あと、雇用型ですが、こちらも申し上げましたように、一定充足してきているということもありますので、５名を想定をして予算計上しております。

◎塚地委員　14ページの燃油・飼料価格の高騰に強い漁業への構造転換ということで、予算化されていて、国の重点支援交付金の活用だと思うんですけど、以前も同じ質問をしたと思うんですけど、これまで以上に５％減らすということで、年々、一旦５％減らす計画を立ててやって、また今回５％減らす計画で提案をしないと事業が受けられないということで、それ対象として狭まっていってるもんなのか、受けていただく工夫というのはどんな形でされているのかを教えていただきたい。

◎土居水産業振興課長　この事業は、御説明差し上げましたように、国の事業に県のほうもこれまでは行ってなかったのを、今回、交付金を活用して上乗せをすることでして、国の事業の対象になっております漁船用エンジンの省力型というものが水産庁で承認をされている。その対象機器は、承認したものに限るというものがあります。そのエンジンへ入れ替えれば、おのずと５％以上の削減は達成できるんじゃないかと考えております。

◎塚地委員　この事業を使うと、所得向上の基金を使ったことになって、賃上げの交付金が使えるようになるんですか。

◎土居水産業振興課長　こちらは所得向上は特に要件には定めておりませんでして、やはり経営が厳しい中で、いかにその燃油代とかを削減していただくかといった視点で事業を組立てております。

◎塚地委員　漁業分野でそれが活用できるという、いわゆる所得向上からとプラス賃金、賃上げのそれはどんな受け止めというか。

◎土居水産業振興課長　所得向上とか収益の向上、生産性の向上を狙いとしました事業につきましては、今年度に養殖におけます例えば自動給餌機でありますとか、重たい餌を搬送するための装置なんかを一体的に整備する事業を、これも交付金を活用しまして補助率４分の３という非常に有利な制度を設けまして、これで４経営体の方を9,800万円ほどの

補助事業で支援をしております。これの横展開を所得向上の補助金では考えておりまして、私ども水産振興部からは、一応１件当たり1,000万円で５件、5,000万円を所得向上補助金のほうに予算を当てていただきたいということは庁内でお願いしているところです。加えまして、ほかの漁業でも所得向上に意欲を持たれている漁業者の方、幅広にこの所得向上総合補助金の御案内をもう既に郵送とか、ＮＡＢＲＡＳでのプッシュ通知なんかを通じて御案内差し上げているところですし、出先、本課含めまして、職員が事業者と面会なんか予定がありますときには、そのチラシも持っていきまして、ぜひ活用を検討してくださいといったことでアナウンスを行っているところです。

◎塚地委員　ぜひ積極的に使っていただけるように進めていただけたらと思います。

それで、ちょっととんちんかんなことかもしれない。９ページの６項目種子島周辺漁業対策事業費補助金なんですけど、以前は、高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金もあった時期があったと思うんですけど、それはいつの時点でなくなってしまっちゅうがでしょうか。

◎土居水産業振興課長　リマの事業自体も今もありますけれども、県内での需要が今のところありませんでして、来年度予算計上していないという状況になっております。

◎塚地委員　需要がないってことは、そこで漁が行われてない等、具体的にどういうことですか。

◎土居水産業振興課長　このリマ事業は、いわゆる共同利用施設なんかを整備する、かなり大型のハード事業になりまして、近年で申し上げますと、令和５年から６年に新たに整備した須崎市の魚市場ですね。そこの荷さばき施設を整備したときに、このリマの事業を活用しておりまして、それ以降、県内でちょっと大型のそういった施設整備の計画がありませんもので、この事業の活用として今のところ予定がない状況となっております。

◎塚地委員　以前一定、漁獲補償、水揚げ補償みたいな形もあったと思うんですけど、そういうものとしてはもうなくなってるんですかね。

◎土居水産業振興課長　そういう見舞金的なものは今もありまして、そこは県で系統団体が事務局を担当されてまして、そちらで取りまとめ等を行っておられます。

◎塚地委員　制度としては今残ってはいて、活用がされてない状態になっているということですか。

◎土居水産業振興課長　見舞金のほうは今も引き続きあると思いまして、そちらは私もちょっと関わりがないものですから、系統団体で取扱いをされておられます。

◎桑鶴副委員長　１点教えてください。14ページの燃油高騰対策（省エネ機器等の導入）の補助金のところなんですけども、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入することが条件に入ってるんですけど、どれぐらいの経営体がセーフティーネットに加入してるのか。そして、漁業されている人の何％ぐらいになるのかというのをちょっと教えてくださ

い。

◎土居水産業振興課長　まず、令和７年直近で加入件数を申し上げますと、これもちょっと推定にはなるんですけれども、県下全体で申し上げますと61%、約６割の方が加入されておりますが、比較的漁業で主に生計を立てられておられる方というのは、かなり高い割合で加入されているものと考えております。

◎弘田委員長　私から１点だけ。養殖なんですけど、大学の研究機関でいろんな研究されてると思います。高知大学もやってるし、近畿大学なんかも有名だし、それから岡山理科大学なんかも有名ですし、そういった研究成果をぜひ県の政策にも生かしていただきたいなと思います。というのは、結構細かなところまで研究されてましてね。例えば、どういった水温で、どういった魚種が育つかとかですね。それだけではなくって、高く売れるか、安くなるかとかですね。いろんなデータをそろえてますんで、ぜひ、いろんな大学ありますので、県の政策に合わせて、大学を探して研究室へ訪ねていくとかね。そういったところで県に取り入れていただきたいなと思います。これは要望ということにしておきます。

質疑を終わります。

以上で、水産業振興課を終わります。

〈漁港漁場課〉

◎弘田委員長　次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎松澤漁港漁場課長　漁港漁場課の令和８年度当初予算と令和７年度２月補正予算について御説明いたします。議案説明資料の漁港漁場課の１ページを御覧ください。上から４つ目の漁港漁場課の令和８年度当初予算は20億6,020万5,000円で、対前年度比878万9,000円減の99.6%となっております。

２ページをお願いします。歳入につきまして、右から２つ目の節の区分で主なものを説明いたします。（１）漁港費負担金、（２）漁港建設費負担金は、県の単独改良事業や国の補助事業に関する市町村負担金を受け入れるものです。

（２）漁港施設使用料は、プレジャーボートの施設使用料と漁港施設の使用料の収入です。

（３）漁港施設災害復旧費負担金、（５）漁港建設費補助金は、国の負担金、補助金を受け入れるものです。

４ページをお願いします。歳出につきまして、主なものを右の説明の欄で説明いたします。２管理諸費のうち、沈廃船等処理委託料は、漁港内に放置され地震発生後の津波被害の拡大や災害復旧の妨げとなる沈廃船等の処理などを行うための委託料です。

田ノ浦漁港施設管理委託料は、漁港内にある衛生管理施設の維持・管理を委託するものです。

５ページをお願いします。上から２つ目の市町村管理漁港沈廃船処理推進事業費補助金

は、市町村管理漁港における沈廃船処理に必要となる経費を補助するものです。

３漁港維持修繕費は、県管理の漁港施設を適正に維持管理を行うため、漂着ごみの処理や用地などの除草工のほか、防舷材や係船環、標識灯などの既設構造物の修繕を行うものです。

４漁港単独改良費は、県管理漁港の機能の利便性の向上や安全性の確保のため、国の補助事業の対象とならない小規模な施設の改良工事として、係留施設の防舷材の設置工事などを行うものです。

５漁港調査費の港勢調査等委託料は、漁港への水揚げ高や漁船の利用状況、漁業者の人口動向などを把握するための委託料を計上しております。

６プレジャーボート対策事業費の係留施設管理等委託料は、県管理漁港内のプレジャーボートの係留状況の巡回調査などを地元漁協等に委託するものです。

１広域水産物供給基盤整備事業費は、南海トラフ地震などの災害時の緊急物資の輸送や復旧復興の拠点となります、防災拠点漁港６港のうち、田ノ浦漁港で防波堤の粘り強い構造への補強を実施いたします。

２地域水産物供給基盤整備事業費の県営事業費は、県管理漁港のうち、東洋町の野根漁港、四万十町の小室漁港で沖防波堤の消波工や導流堤の老朽化対策を実施いたします。

また、地域水産物供給基盤整備事業費補助金は、市町村管理漁港のうち、市町村の藻津漁港など６港で行う漁港施設の老朽化対策のための機能保全工事などへ支援するものです。

６ページをお願いします。３水産基盤ストックマネジメント事業費は、県が管理する宇佐漁港など７港で防波堤や岸壁、泊地などの老朽化対策として、機能保全工事や測量設計を実施するものです。

４漁港漁場機能高度化事業費は、沖の島漁港の弘瀬地区で船揚げ作業に係る漁業者の負担軽減を図るとともに、台風等の荒天時においても漁船避難が可能となるよう既存の船揚場を改良するものです。

５漁業集落環境整備事業費の漁業集落環境整備事業費補助金は、土佐市宇佐地区の津波避難計画に対応した避難路の整備、土佐市宇佐地区など２地区の生活環境の改善に向けた雨水排水路等の整備、奈半利町の加領郷地区など２地区の漁業集落排水施設の機能保全工事を支援するものです。

６広域漁場整備事業費は、15基の表層型浮魚礁の土佐黒潮牧場のうち、耐用年数を迎えます足摺沖９号や足摺岬沖13号の更新工事を行うものです。

１漁港施設災害復旧事業費は、令和８年度に災害が発生した場合、早急に対応ができるように必要となる経費を計上しております。

８ページをお願いします。広域漁場整備事業費の債務負担行為について御説明いたします。15基の表層型浮魚礁の土佐黒潮牧場のうち、足摺沖９号の更新は製作から設置まで長

期の工期が必要なため、債務負担行為により、令和８年度から令和９年度までの長期間を設定し、一連の工事を行うものです。

以上が、令和８年度の当初予算です。

続きまして、令和７年度２月補正予算について御説明いたします。９ページをお願いします。上から４つ目の漁港漁場課の２月補正予算は3,278万円の減額をお願いするものです。

11ページをお願いします。歳出につきまして、右の説明の欄で説明いたします。

１管理諸費の沈廃船等処理委託料と市町村管理漁港沈廃船処理推進事業費補助金の減額は、それぞれ県管理漁港、市町村管理漁港におきまして、簡易代執行及び廃棄物処理を予定していた所有者不明の沈廃船の撤去が、所有者が判明し自主撤去になったことによるものです。

照明設備改修工事請負費は、漁業関係者との調整で照明の規格、性能を改めたことにより減額するものです。

１広域水産物供給基盤整備事業費と２地域水産物供給基盤整備事業費は、入札差金等により減額するものです。

３水産基盤ストックマネジメント事業費は、当初よりも国の内示が少なかったことにより減額をするものです。

４広域漁場整備事業費は、材料費の高騰により、増額するものです。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。12ページをお願いします。まず、追加分についてです。左から３つ目、事業名のうち、管理諸費は、漁港の照明灯のＬＥＤ化工事におきまして、照明器具の資材確保に日数を要したことにより、工事の年度内完成が見込めなくなり繰越しをするものです。

漁港維持修繕費、漁港単独改良費は、工事の施工時期などについて、漁業関係者との調整に日時を要したことなどにより繰越しをするものです。

プレジャーボート対策事業費は、修繕予定であった灯浮標が10月に離脱損傷し、設計積算の見直しや新たな予算確認に日数を要したことにより、繰越しをするものです。

続きまして、変更分についてです。13ページをお願いします。いずれも繰越予定額の増額をお願いするものです。左から３つ目、事業名のうち、広域水産物供給基盤整備事業費は、安芸市の安芸漁港におきまして、防波堤センターに設置する航路標識の規格と形式について、関係機関との調整に日数を要したため、増額するものです。

地域水産物供給基盤整備事業費は、須崎市の新荘漁港におきまして、市町村の漁港施設の機能保全工事が遅延したものです。

水産基盤ストックマネジメント事業費は、宿毛市の田ノ浦漁港におきまして、更新対象の機器が当初想定していた納期より日数を要することが判明したため､増額するものです。

漁業集落環境整備事業費は、奈半利町の加領郷地区で市町村の漁業集落排水施設の機能保全工事が遅延したものです。

広域漁場整備事業費は、15基の表層型浮魚礁の土佐黒潮牧場のうち、芸東沖15個の更新工事におきまして、部材の新規製作に日数を要することが判明したため、増額するものです。

漁港漁場課の説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　１点。沈廃船等処理委託料の予算878万9,000円が市町村に410万円の補助ということで進めていくようにしてるんですが、南海トラフ地震巨大地震が起きる確率も上がってきておる状況の中で、今、県が処理をしないといけないもの何隻ということが押さえていると思うんですが、今、令和８年度に計上しておるこの予算の状況でいったら、あと何年ぐらいで取り除きを見込めると思ってるんですか。

◎松澤漁港漁場課長　県下に88の漁港があります。統計をとり始めましたのは、平成23年度以降です。これは、東日本大震災を受けた際の非常に危険な状態が画面上で見受けられたために、高知県南海トラフ地震対策行動計画に記載されました。それ以降、統計をとりまして、現在までに1,864隻の沈廃船が88漁港で確認されております。そのうち、今年度末までで1,205隻を処理をする予定です。これは全体で進捗率でいうと、約65％になります。残る未処理のものが659隻あります。これがいつ終わるのかという見込みのことだと思われます。この５年間でどれぐらい処理ができたのかという平均値をとりますと、令和３年から７年の５年間で年平均125隻処分をしております。しかしながら、その５年間平均で年に83隻が新規に沈廃船として認められております。つまり、この差が年に純粋に減少しているのは実に42隻ということになりまして、これを単純に659隻の残りから割ると約15年になると言えます。

◎上治委員　15年、その港に近い住民の方は、そのことによってすごい不安があろうかとは思うんですよね。ですから、先ほど自分も問おうと思ったら先に言ってくれてよかったです。年間にどのぐらい出ておるのかいうと83隻ぐらい、やっぱりこれをこうならない、処理する前の段階のことを。ちょっと予算がないんで、自分そこをどうしておるのか、処理する前に手を打ってなかったら、本当にいたちごっこみたいなもので、処理しながら、どんどん増えたら、大変なことになるんで。そこの対策というものも考えつつ、要は１年間で83隻も出よっちゃいかんのやから、ここを県がやらないかんのかどうか言うたらよ、個人のことやきよね、なかなかいかんけど。早めに何か取り締まる方法があって、やらなかって放置されてからでは、大変なことになると思うんで。今後そういう両面を考えつつ、対応策をどうやったら本当にいけるのかを漁協とも、それから港の管理する皆さん方でお話し合いをしながら、やらなかったら、15年が増えてきたら20年になり、結局、津波来た

よになったら、これはどうしよったらやという、妙な変な方向になってしまわないためにも、この対策を両面から、これはもう要望で構いませんので、県だけの話ではないと思うんで、お願いをします。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、漁港漁場課を終わります。

これで、水産振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎弘田委員長　続いて、水産振興部から１件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることとします。

〈水産業振興課〉

◎弘田委員長　浦ノ内湾における養殖魚の死亡被害について、水産業振興課の説明を求めます。

◎土居水産業振興課長　まず説明に入ります前に､資料の訂正をお願いしたいと思います。

画面の資料２ページで、４今後の方向性の２ポツ目ですが、現時点では、原因が特定できていないため引き続きの「引」という漢字が、脱字になっております。こちらのほう訂正いたします。

それでは、説明に入ります。資料に沿って御説明いたします。

浦ノ内湾におきまして、まず３月９日月曜日ですけれども、午前８時に県の出先機関であります、中央漁業指導所宛てに、浦ノ内湾内のマダイ養殖業者から広範囲で魚が死んでいるとの連絡がありました。また、その後同じような電話を複数の養殖業者から頂いております。湾内の養殖業者全25社に聞き取り調査を実施しましたところ、昨日16日までの累計で、養殖マダイを中心に３万5,000尾余り、金額にして約3,800万円の被害が発生をしております。現在も養殖漁場の小割生けすの中では、表面近くを力なく泳ぐ魚が確認をされておりまして、養殖業者の方々は、死んだら一旦、生けすの底に沈みますけれども、それからちょっと日数が経過するとちょっと浮いてきますので、その浮いてくる死んだ魚の取り上げ作業を今順次行っているところです。ですので、今後も被害尾数というのは増加していく可能性があります。また、現時点で同じ須崎市内に位置する野見湾、それから宿毛湾をはじめとします、ほかの養殖海域では被害の報告はありません。

次に、水産試験場におけます被害の状況ですが、２番のところです。同じ３月９日の朝、午前７時半に水産試験場の職員が、実験用の海面飼育生けすで試験用に飼っておりましたブリの大量死亡を確認をいたしました。これは、飼育中のブリのほとんどが死亡したということになりまして、生き残っていた魚も瀕死の状態でしたから、もう全て取り上げを行いました。また、同じく試験用に飼っておりましたマダイ、それからそのほかの魚種でも死亡が確認をされております。

次に、原因究明の状況です。赤潮の可能性と魚病の可能性、今のところ、この２つを中心に原因究明に当たっているところです。

まず、（１）赤潮の可能性につきましては、被害報告がありました３月９日以降、15日の日曜日を除きまして連日、赤潮調査を実施をしております。９日の調査では、これまで魚類に対して有害なプランクトンとして知られておりました、シュードシャットネラという種類のプランクトンをごく低い密度、これが１ミリリットル１cc当たり細胞数で17個が最高でした。これを確認をしましたが、14日以降この同じプランクトンは確認がされておりません。ちなみに、米印のところですけれども、このシュードシャットネラが、魚の死亡を引き起こす密度は１ミリリットル当たり1,000個の細胞があるというかなり高い密度で被害が起きるといったのが、他県の研究機関から報告がなされております。そのほか、これまで基本的に魚に対して無害とされております、ハプト藻などを高密度で確認をしております。昨日16日の調査結果では、最高の細胞数が１ミリリットル当たり約３万個という数字になっております。米印のところですけれども、このハプト藻のうち、特定の種類につきましては、国内では事例がありませんけれども、国外で魚類の死亡をもたらしたという事例があります。このため、国の研究所に今、分析を依頼して昨日、サンプルを送ったところです。また、水中に溶け込んでおります酸素の量、これは非常に高い状況が９日以降ずっと続いておりまして、養殖魚が死んだ原因が酸欠であるという可能性は、ほとんどないのではないかと今のところ考えております。これまでの赤潮調査結果、それから対策につきましての注意喚起をＮＡＢＲＡＳを通じまして、速やかに情報発信をしているところです。

次に、（２）魚病の可能性につきましての御説明です。死んだ魚につきまして、解剖を施して内臓の観察、それから細菌分離を試みましたけれども、現状では細菌性の病気の疑い、症状というのは確認されておりません。また、死んだ魚のえらを見ますと、赤潮の被害で死んだ魚によく見られます、えらから粘液が大量に分泌されてえらの形がちょっと膨らんだような形で変化しているといった症状が見られております。ただし、これまでに知られていない病気などの可能性もありますため、昨日、国の研究機関に不明病という形で診断を依頼をしたところです。

今後の方向性ですが、現時点で浦ノ内湾の養殖魚の被害尾数が申し上げたように３万5,221尾ということで、今後もさらに増加する可能性もありますため、引き続き情報把握に努めてまいります。また、現時点で原因が特定をできておりませんので、引き続きまして、赤潮調査も継続しますほか、専門機関に水質分析、これ水の水質事故の可能性も一応潰したいということで、それも考えまして、水質分析を依頼するということで予定をしておりまして、こういった形で原因究明に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上田委員　この赤潮は私も去年、監査委員のときからずっと御質問もさせていただいているし、私が市会議員のときに先輩議員が浦ノ内にお家があって、よく釣りに行ってましてね。もうその頃からもこの赤潮というのはずーっと発生しておる。これ当然、養殖業者と自治体と研究機関が連携していろいろ取組されてると思うんですけども、最近ですと、赤潮生物を駆除する働きも、細菌とかそういうのも何か研究も進んでいるとかいうんですけども、今まで例えば浄化処理、課長も言うように浄化処理設備の改良とか、高度化、こちらでいうたらその補助金を上げるとかですね。あと餌の飼養の管理とか、そこの蓄積した汚染物。当然そういうことはやられてきたと思うんですけども、これまでのこの対策はどういうことをされてきたか、ちょっと教えてもらいたいです。

◎土居水産業振興課長　委員おっしゃったような､いわゆる赤潮のプランクトンに対して、直接、例えば数を減らすであるとか、赤潮状態を解消するような、いわゆる現場レベルでそれが実践可能な方法というのは現状ないというのが実情です。私ども県で行っております取組としましては、やはり環境調査、特に赤潮が発生しているときには、今回のような毎日のような形で連続調査を行いまして、その結果を速やかにお知らせをすると。あわせまして、一番対策として有効なのは餌をとめる、それから魚の出荷とか網を上げたりとかをしないで、魚を落ち着かせることが一番大事ですので、やっぱり餌をとめる、出荷を控えていただくとか。場合によっては、局所的にここで赤潮が出てるけど、ここの場所は出てないとかいうことがありましたら、生けすごと漁場を移動するといった対策もありますので、そうした対策を講じていただくようアナウンスをすることを行っております。

◎上田委員　赤潮が起きてから、こう対応をされているという話だけど、それを防ぐ。もう毎年、何億円も被害が出ゆうわけじゃないですか。毎年毎年。防ぐための何かそういう。

◎弘田委員長　報告事項とだんだん離れていきゆうんで。

◎上田委員　赤潮の問題じゃない。違う。

◎弘田委員長　養殖魚の死亡、これ赤潮とはまだ特定されてない。

◎上田委員　特定されてないけど。

◎弘田委員長　趣旨は分かりましたので、そういうことで。

◎土居水産業振興課長　県内の養殖漁場におけます、これまでの赤潮の被害についての数字的なものを御報告いたしますと、浦ノ内湾におきましては、数千万円規模の被害が生じたというのが､これまでに今回のケースを含めまして３回あります。平成23年に2,300万円余り､平成27年に2,400万円ぐらいの被害が出ておりまして､浦ノ内湾に限りますと現時点で今回3,000万円を超える被害になっておりますので、これが赤潮かどうかまだ特定できてないんですけれども、浦ノ内湾におきましては過去も含めて被害金額としては一番大きいものになっております。このほか、宿毛湾などでは、平成25年に１億5,000万円近い赤潮

の被害が出ております。こうした被害をもたらしたプランクトンの種類が、具体的な種名はちょっと申し上げませんけれども、こうした種類については、水産試験場のほうでも、遺伝子レベルで、まだ顕微鏡で見てプランクトンが観察できないぐらい低い水のときから検出できるような技術を導入して、早期に注意喚起を促すであるとか、そうした赤潮の予測手法も開発をしているところです。そうした取組で予防の部分では、事前に準備をしていただくというところを促しております。

◎弘田委員長　今回のこの件については、原因がまだ特定されてないんで、研究機関に出されておるということですから、研究機関の結果をもって速やかに対応するように。それから今後こういうことがあるかもしれませんのでね。そのときのためにも、きちんと準備をするようによろしくお願いをいたします。

◎塚地委員　原因が特定できないと保険金を請求できないとそういう関係性のもんではないわけですかね。

◎土居水産業振興課長　いわゆる養殖共済という保険の制度がありまして、その中には赤潮特約という水産政策課からも説明ありました、そうした制度もありまして、そういう共済に加入されている養殖業者の方は、これが赤潮によるものということが特定できれば、保険による適用というのがあります。あと、養殖共済も例えばいろんな災害、例えば死亡の原因が何であれ出るといった、いわゆる保険の種類によってそうしたものと限定的なものとありますので、事業者がどの契約内容で共済に入られてるかによって、事業者ごとの対応になる、ならないといった違いは出てこようかと思います。

◎塚地委員　大変な状況だと思いますので、極力、養殖が続けられるように御支援をお願いしたいと思います。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、水産業振興課を終わります。

これで、水産振興部を終わります。

《採決》

◎弘田委員長　これより採決を行います。

今回は、議案数18件で、予算議案13件、条例その他議案５件であります。

それでは、採決を行います。

第１号「令和８年度高知県一般会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　挙手多数であります。よって、第１号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第８号「令和８年度高知県土地取得事業特別会計予算」を原案どおり可決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第８号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号「令和８年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第12号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に第13号「令和８年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「令和８年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第14号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号「令和８年度高知県県営林事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第15号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に第16号「令和８年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第17号「令和８年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第17号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号「令和７年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第24号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第33号「令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第33号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第34号「令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第34号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第35号「令和７年度高知県県営林事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第35号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第36号「令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第36号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に第46号「高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第46号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第64号「高知県が当事者である訴えの提起に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第64号議案は、全会一致をもって原案どお

り可決することに決しました。

次に、第67号「四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第67号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第68号「県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第68号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第69号「県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎弘田委員長　全員挙手であります。よって、第69号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

（執行部退席）

《意見書》

◎弘田委員長　次に、意見書を議題といたします。

意見書案１件が提出されております。「主食である米の価格と需給に対する政府の責任を後退させないことを求める意見書（案）」が日本共産党、県民の会から提出をされております。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎弘田委員長　それでは御意見をどうぞ。小休にします。

（小休）

◎　この意見書にはちょっと承服しかねますので。

◎　どこでしょうか。

◎　輸入米を政府の備蓄に使う計画もありませんし、あと食糧法の改正で農家が利益を自分で決めるようになるということで、国と農家の責任を明確にして、米の需要を増やす。農家と国が協力して進めていく施策になっておりますので。できれば、不一致です。賛成

できかねます。

◎　不一致ですね。

◎弘田委員長　正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、18日は休会とし、19日木曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめを行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、これで閉会します。

（12時４分閉会）